

令和5年4月3日

お客様 各位

## 「経営者保証に関する取組方針」の 公表について

平素は西尾信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫ではこれまで以上に経営者保証に依存しない融資慣行を確立し、お客様の円滑な資金調達をご支援するため、融資方針に「経営者保証に関する取組方針」を定め追加いたしました。

当金庫は、お客さまから経営者保証に関するご相談や申出をいただいた場合は、融資方針に基づき誠実に対応するよう努めてまいります。

本件に関するお問い合わせ先

西尾信用金庫 融資一部（担当：西村）

電話番号：0563-56-7887

# 融 資 方 針

当金庫は、融資業務にかかる基本として、「融資方針」を定めています。

## 1 融資の目的

地域密着・地元重視の営業に徹し、相互扶助の精神に則り、融資を通じて、地元経済・社会の健全な発展に貢献します。

## 2 融資の対象

中小企業、個人事業主、個人を対象とした融資を基本とします。

## 3 適切な融資慣行の確立

- (1) 地域金融機関としての公共的使命と倫理観を十分認識し、各種法令や業務上の諸規定等を厳格に遵守するとともに、社会規範に則った健全かつ適切な融資を行います。
- (2) 融資にあたっては、お客さまの保護をまず考え、ご融資の内容を十分に理解していただくため、お客さまおよび連帯保証人さま等の知識、経験等の状況を踏まえた的確な説明を行います。
- (3) 幅広い見識と常識に基づき原則に忠実な融資判断と、キャッシュ・フローを重視し、担保、保証に過度に依存しない融資を行います。
- (4) 融資金が固定化することがないように配慮するとともに、リスクに見合った金利設定により適正かつ安定的な収益が確保できる融資を行います。
- (5) 「反社会的勢力に対する基本方針」を則り、反社会的勢力に対しては融資を行いません。
- (6) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立します。尚、経営者保証については、以下に定める「経営者保証に関する取組方針」に基づき適切に対応します。

## 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日公表）及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」（令和1年12月24日公表、特則を含めて以下「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

- 1 お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 2 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 3 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- 4 お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 5 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- 6 お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

平成23年 9月27日制定  
平成26年 1月27日改定  
令和 5年 4月 3日改定